

令和5年5月10日

保護者のみなさまへ

名張市立蔵持小学校  
校長 川 合 哉

### 新型コロナウイルス感染症の5類感染症への移行について

文部科学省及び教育委員会からの通知があり、新型コロナウイルス感染症は、5月8日付で法律に基づき5類感染症に移行することとなりました。これまで3年余りに及んだ感染症拡大防止と学校教育活動継続の両立にご理解とご協力をいただき、ありがとうございました。つきましては、主な通知内容についてお知らせいたしますので、よろしくお祈いします。

#### 学校における新型コロナウイルス感染症対策の考え方

##### ○新型コロナウイルス感染症の5類移行後においても

- ・家庭との連携による児童生徒の健康状態の把握
- ・適切な換気の確保
- ・手洗い等の手指衛生や咳エチケットの指導

といった対策を講じることが、引き続き重要である一方で、感染状況が落ち着いている平時においては、これ以外に特段の感染症対策を講じる必要はないこと。これまででもご連絡させていただきましたように、学校教育活動においてはマスクの着用を求めないことが基本となること。また給食場面での「黙食」は必要ないこと。

感染拡大防止のため、家庭との連携により、児童の健康状態を把握することが重要であることから、検温を含め児童の健康状態の把握にご注意ください。またこれまで通り、発熱等、風邪症状がある場合は無理をして登校せず、自宅で休養あるいは受診をお願いします。また学校においても発熱等の症状がみられる場合は安全に帰宅させ、症状がなくなるまで自宅で休養するよう指導しますので、ご理解とご協力をお願いします。

##### ○感染が確認された場合の対応について

- ・感染した場合は出席停止の措置をとりますが、「発症した後5日を経過し、かつ症状が軽快した後1日を経過するまで」が基準となります。発症した場合はすみやかに学校へご連絡ください。また土日や時間外での市役所宿直への連絡は不要となります。
- ・学校内で感染が広がっている場合は、学校医や教育委員会と相談のうえ、臨時休業を検討し、一時的に活動場面に応じた対策を講じます。